最終更新日：2015年12月24日

株式会社　岡村製作所
中村　雅行
問合せ先：045-319-3447
証券コード：7994
http://www.okamura.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでおります。
当社は、1945年に「協同の工業・岡村製作所」として、創業者を中心に技術者が資金、技術力及び労働力を提供しあう形で創業して以来、技術者等の人的つながりを基礎として、オフィス環境事業、商環境事業及び物流機器事業等を営んでまいりました。一方、当社は従前より「よい品は結局おトクです」をモットーに、お客様が豊かさを実感できる質の高い製品を「開発」「製造」「販売」すること、及びお客様の様々なニーズに合わせた空間をトータルで提供しております。また「情報化」「国際化」「専門化」を企業経営のキーワードとした諸施策を通じて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図っております。
この基本方針を踏まえ、社外取締役を選任し、取締役会の機能を高め経営の効率化を推進しております。また当社は監査役会設置会社を選択しており、取締役の業務執行について厳正な監査を行っております。このほか、「行動規範」を制定し、当社を取り巻く多様なステークホルダーとの間に良好な関係を築くことを目指して企業活動を行ってまいりました。この一環として管理本部担当役員を委員長（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するための活動を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
・当社では、取引関係円滑化のため、政策保有株式を保有しています。
・政策保有株式については、採算性、事業戦略上の重要性等を総合的に勘案しながら、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。
・毎年、取締役会で取引関係等を確認し、主要な政策保有株式については、中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証等を行います。
・議決権行使については、発行会社の企業価値や株主価値と、当社の利益、その他諸事情を考慮して決定いたします。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
・当社では、取締役及び監査役が実質的に支配する法人や主要株主との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。
・当社取締役が実質的に支配する法人、及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならないようにしています。

【原則３－１．情報開示の充実】
1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　ホームページ上で、トップメッセージやCSR方針にて会社の目指すところを開示し、毎年中期経営計画を開示しています。
　http://www.okamura.co.jp/company/message/index.html
2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　ホームページ上で、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、掲載しています。
　http://www.okamura.co.jp/company/ir/governance.html
3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　定額報酬、業績に連動した報酬、株式報酬の3種類から構成し、定額報酬については、個人の業績評価とポストを反映させて、その額を決定し、業連動報酬については、会社全体の業績に連動させたもので賞与として支給しています。株式報酬については、自社株購入に使途を限定した現金報酬としています。取締役会において取締役の報酬を決定する際には、別途独立社外取締役を含む社外取締役にその内容についての説明がなされ、その意見を踏まえるものとします。
4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げている、会社経営に精通している、または専門性の高い人物を取締役・監査役候補としております。また候補者の選定については、事前に独立社外取締役を含む社外取締役に説明し、意見を徴収した上で経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名について検討を行い、取締役会にて審議の上、決定します。
5）取締役会が上記4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、本報告書の末尾に掲載しています。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
・当社は、取締役会規程および取締役会規程別表「取締役会決議事項」を制定し、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、その他については経営陣へ委任しています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
・当社は独立社外取締役を2名選任しています。
・取締役会における独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しています。
・上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しています。
・ホームページ上に「社外役員独立性判断基準」を掲載しています。
　http://www.okamura.co.jp/company/ir/governance.html

【原則４－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－11（1）
・取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、社内15名、社外3名で適材適所の観点により、総合的に検討を実施しております。
・管理会計を作成し、事業部毎の業績を厳しくレビューしています。当然その結果は、所管する取締役に対する評価でもあり、こうした評価の積み重ねにより、再任の可否の決定に至っております。
・毎期、各取締役から課題とその実績を申告させ、その結果をトレースし、独立社外取締役を含む社外取締役の意見を徴収した上で、次期の選任の可否の重要な裏付けとします。

補充原則４－11（2）
・事業報告及び株主総会参考書類等において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職の状況を開示しております。

補充原則４－11（3）
・当社では、毎年、議長が中心となって各取締役の自己評価を集約した上、取締役会において、その実効性について分析・評価を行っております。今回実施した取締役会評価においては、当社の取締役会の運営状況は、概ね実効的に運営されていると評価いたしましたが、取締役会における経営戦略や中期経営計画等の審議、経営の監督機能、社外取締役に提供する情報の質、社外取締役とのコミュニケーション等の観点で、さらなる実効性の確保に向けた取組みを進めてまいります。

【原則４－14. 取締役・監査役のトレーニング】
補充原則４－14（2）
・取締役については、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による研修会を実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進につとめています。
・また監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進につとめています。

【原則５－１. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針は、次のとおりです。
1）株主との対話全般については、代表取締役社長、財務統括の役員、経営企画統括の役員にて対応します。
2）経営企画部IR担当、総務部法務室、経理部の3部門のレイアウトを同一空間において隣接させ、強い連携が取れる体制とします。
3）個別面談以外の対話としては、機関投資家向け決算説明会の開催、証券会社主催のラージミーティングを実施します。
4）フィードバックについては、月次で経営幹部に報告します。
5）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策として、当社は決算関連情報の漏洩を未然に防止し、情報開示の公平性を確保する観点から、決算発表前の一定期間を「沈黙期間」としております。この期間中は、決算・業績見通しに関する問い合わせへの対応を差し控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に公表している業績予想と大きく異なる見通しが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,814,300	6.95
オカムラグループ従業員持株会	6,837,250	6.08
三菱商事株式会社	6,300,735	5.61
明治安田生命保険相互会社	5,437,546	4.84
新日鐵住金株式会社	5,313,988	4.73
三井住友海上火災保険株式会社	5,295,615	4.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,805,000	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,696,000	4.18
株式会社横浜銀行	4,076,373	3.63
オカムラ協力会持株会	3,753,889	3.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
衣川　潤	他の会社の出身者											
海老名　健	他の会社の出身者								△			
飯塚　延幸	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
衣川　潤		―――	社外取締役の衣川潤氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。
海老名　健	○	元三井住友海上火災保険株式会社代表取締役副社長執行役員 株式会社北海道銀行社外監査役 ＜社外役員の属性情報＞ 海老名健氏は、当社製品の販売及び保険の加入について当社との間に通常の取引関係を有している三井住友海上火災保険株式会社の元代表取締役副社長執行役員でありますが、当該取引の金額の規模、現在の同氏と三井住友海上火災保険株式会社との関係等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の海老名健氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、独立性に関する開示加重要件には該当せず、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

飯塚　延幸	○	三菱地所株式会社顧問 株式会社東京交通会館代表取締役社長 <社外役員の属性情報> 飯塚延幸氏は、当社製品の販売及び不動産の賃借等について当社との間に通常の取引関係を有している三菱地所株式会社の元代表取締役兼副社長執行役員で、現在三菱地所株式会社の顧問でありますが、当該取引の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	社外取締役の飯塚延幸氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、独立性に関する開示加重要件には該当せず、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、監査計画の概要、監査重点項目、監査結果、会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価などについて報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。また、会計監査人の往査及び監査講評に立ち会う他、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めております。
内部監査は、監査結果を監査役に報告し、法令順守や内部統制システムの評価につき、監査役と連携を図っております。なお、監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を「監査部」に対し要望することができる体制をとっております。
また、監査役及び監査部は会計監査人と定期的に情報交換を行っており、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　祐一	弁護士													○
岩本　繁	公認会計士												○	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

鈴木　祐一	○	弁護士 株式会社KADOKAWA・DWANGO社外監査役 株式会社ぎょうせい社外監査役	社外監査役の鈴木祐一氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、独立性に関する開示加重要件には該当せず、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。
岩本　繁	○	公認会計士 学校法人東京経済大学理事長 株式会社三井住友銀行社外取締役 ＜社外監査役の属性情報＞ 岩本繁氏は、学校法人東京経済大学の理事長であります。なお、当社は学校法人東京経済大学に対し、創立100周年事業として、同大学の奨学・奨励基金の趣旨に賛同し、当社から2011年3月及び2013年3月に寄付を行っておりますが、当該寄付の金額の規模等に照らして、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	社外監査役の岩本繁氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、一般株主との間で特段利益相反が存するものではないと判断していることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、固定報酬と業績に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前期事業年度における当社の取締役に支払った報酬の額は次のとおりです。
取締役及び監査役の年間報酬総額
取締役 21名 348百万円（注1）
監査役 4名 53百万円
社外役員の報酬等の総額
社外役員6名 38百万円（注2）
使用人兼務取締役の使用人給与相当額 支給総額112百万円
（注1）取締役には、平成26年6月27日開催の第79回定時株主総会の時をもって退任した2名を含んでおります。
（注2）社外役員には、平成26年6月27日開催の第79回定時株主総会の時をもって退任した1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬

は監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬は、固定報酬と業績に応じて支給する業績連動報酬で構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部総務部において、取締役会の開催に際して重要事項について適宜説明を実施しており、また必要に応じて適宜社内情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。
当社は、社外取締役3名を選任しており、取締役会において客観的中立的な監督が行われる体制を整えるとともに、監査役、監査部及び会計監査人が相互に連携をとることにより、実効性のある監査に努めております。
また、適正かつ効率的な業務執行を行うため、社内取締役、社内監査役等が参加する経営会議、経営審議会等を定期的に開催し、業務執行状況の報告等を行っております。当社は、このような体制により、業務の適正を確保し、公正で効率的な企業経営を行えるものと考えております。
当社は、月例開催の取締役会により、業務執行上の重要案件の決定や経営上の重要事項について審議を行っており、社外取締役3名が取締役会に出席して、豊富な経験・知見に基づく客観的中立的な意見を述べております。
また、当社は、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するための活動を行うコンプライアンス委員会を設置し、社内外担当者を相談窓口とする「ヘルプライン制度」を導入しております。さらに、コンプライアンス担当を設置し、「行動規範」を制定し、社内研修を実施することによりその遵守に努め、コンプライアンスの強化を図っております。
当社の監査役は4名であり、うち2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧などを通じて取締役の業務執行を監査しており、また、日常業務の適正性及び効率性を監査する監査部や会計監査人と相互に連携することにより、監査役の機能強化に努めております。
当社は、このほか、様々な専門性を有する複数の外部弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。また、会社法監査と金融商品取引法監査については、監査法人である有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士は園田 博之、川口 靖仁であります。
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役は金10百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額、社外監査役は金10百万円と会社法第425条第1項各号の額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記当社のガバナンス機構において、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会においても経営監視機能が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2006年6月開催の定時株主総会より、1週間早期化を実施（総会3週間前に発送）。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月にアナリスト 機関投資家 約50名程度に対して実施。決算内容、業績見通し及び中期経営ビジョンの説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「行動規範」を制定し、すべての役員及び社員にハンドブックを配布しその徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR方針を策定し、CSR活動を推進しております。又「CSRレポート」を作成し、当社ホームページ等で公開を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」で規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、同年5月1日の改正会社法施行にともない、上記方針を次のとおり改定することを決議しております。

（内部統制システムの基本方針）
1）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存および管理する。
2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うものとする。
3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保する。
業務分掌規程および職務権限規程により、各職位の職務および権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。
4）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための
体制
法令および定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定める。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努める。
コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずる。
5）当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の「行動規範」を当社および当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社および当社グループの取締役および使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図る。また、当社および当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図る。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定めるとともに、当社および当社グループの業務執行状況およびリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社および当社グループにおける業務の適正を確保する。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努める。
6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応する。
7）前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応する。
8）当該株式会社およびその子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社または当社グループの取締役および使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告する。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告する。
監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告する。
また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずる。
9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととする。
監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができる。
監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行う。
監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができる。
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、当社「行動規範」において、反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で断固とした行動をとり一切の関係を遮断するものとし、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は禁止しております。
2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、管理本部長を反社会的勢力排除に向けた対応統括者とし、管理本部総務部を不当要求防止責任部署としております。
また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、警察や弁護士などとの連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、総務部を中心とした社内体制を整備し、コンプライアンスに関する社内研修において教育を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。
(1) 基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。
しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができない場合などには、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。
当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。
(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要
当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会決議及び同年6月26日開催の当社株主総会決議において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118 条第3 号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しております（以下、かかる更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。
本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。
買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。
買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。また、このほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。
当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。
こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。
(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。
また、本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(a)株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(b)一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、(c)本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(d)独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(e)独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(f)本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会により廃止できるとされていること、(g)当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。
詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。
http://www.okamura.co.jp/company/ir/kaiji/pdf/20150508.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制

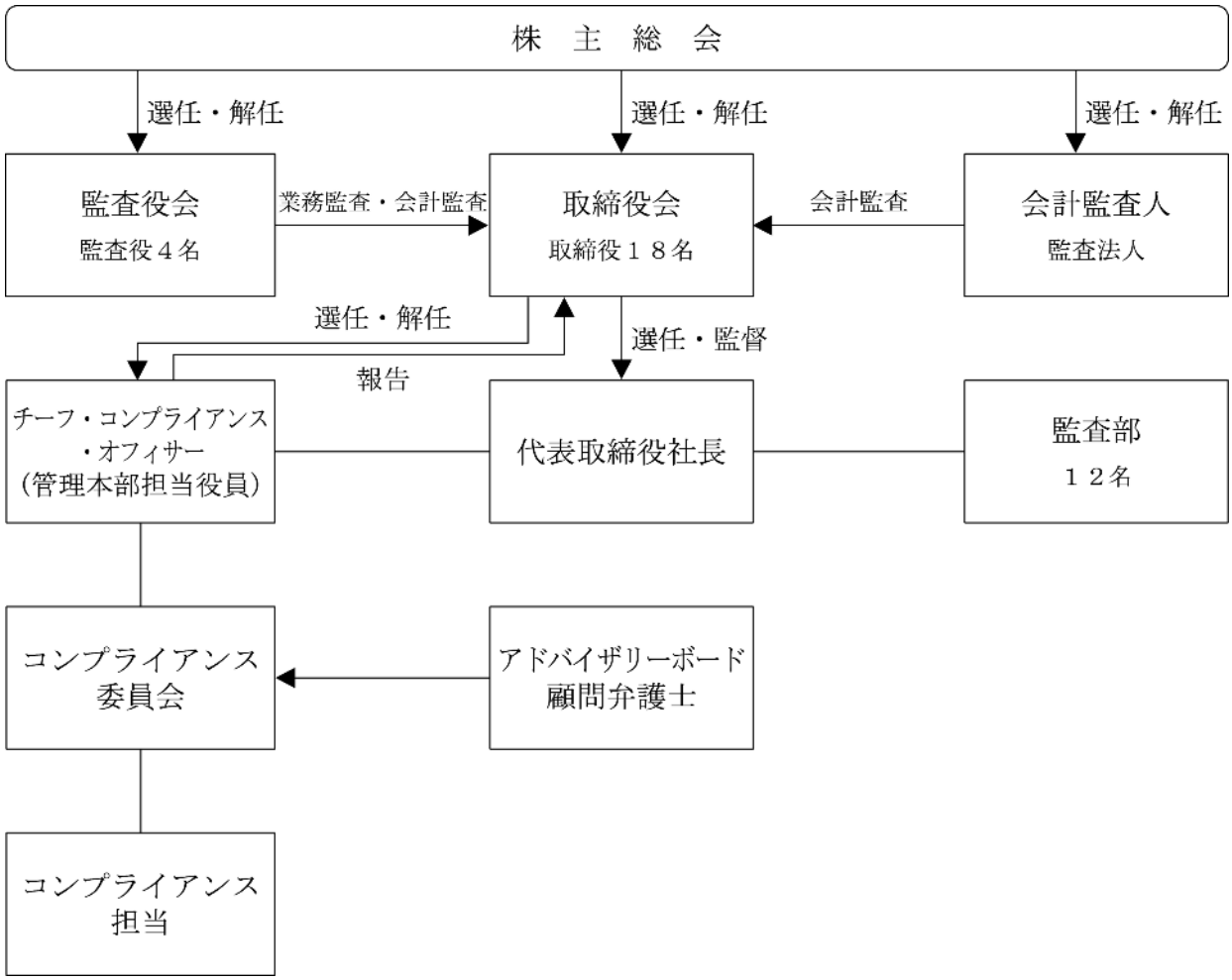

適時開示体制の概要

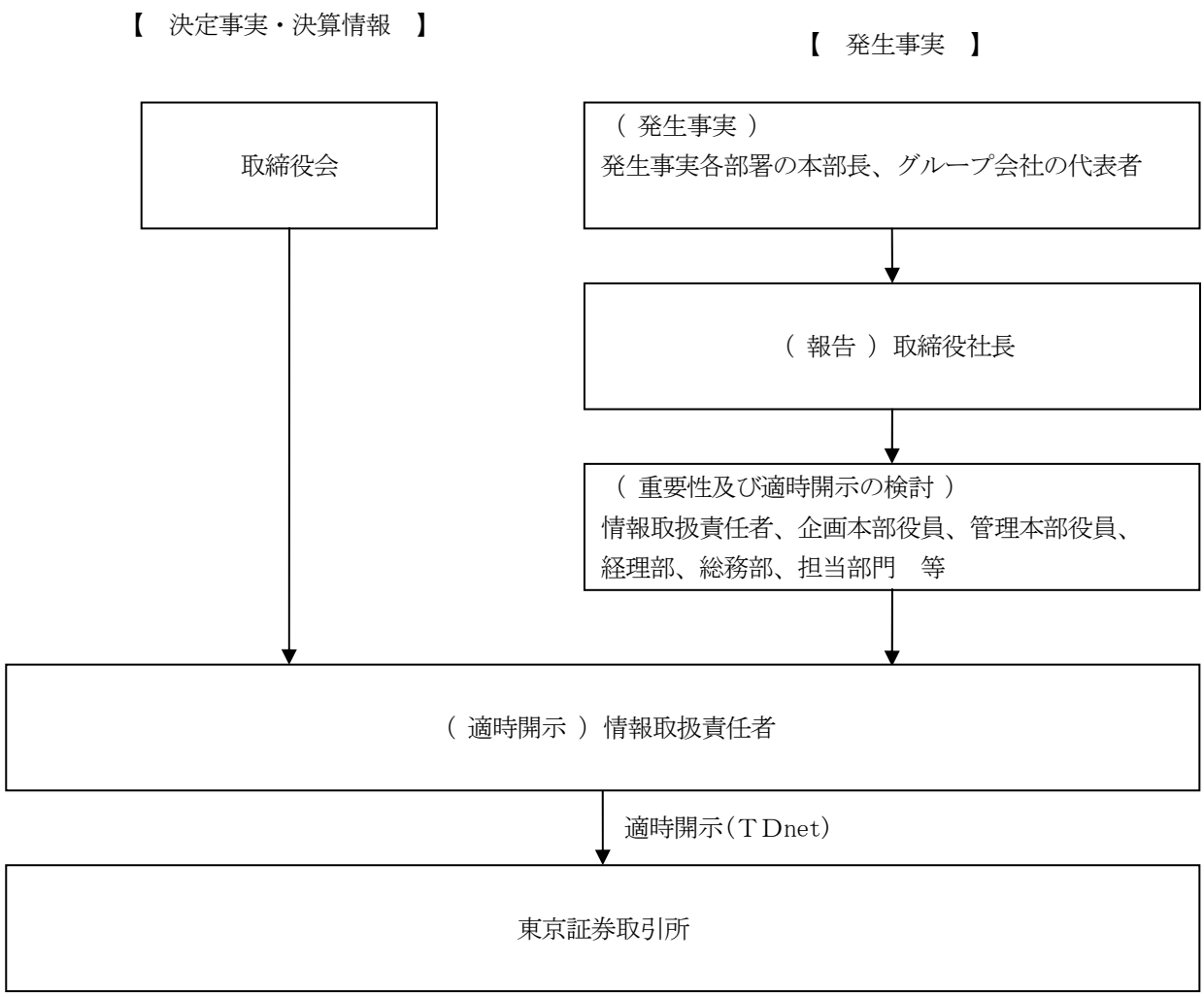
【　決定事実・決算情報　】
【　発生事実　】
取締役会
（ 発生事実 ）
発生事実各部署の本部長、グループ会社の代表者
（ 報告 ）取締役社長
（ 重要性及び適時開示の検討 ）
情報取扱責任者、企画本部役員、管理本部役員、
経理部、総務部、担当部門　等
（ 適時開示 ）情報取扱責任者
適時開示（ＴＤnet）
東京証券取引所

選任理由

役職名	氏名	選任理由
代表取締役 会長	中村　喜久男	昭和 32 年の入社以来、主にオフィス環境事業に従事し、昭和 48 年に取締役に就任してから、営業本部長、商環境事業本部長、平成 5 年から平成 16 年まで社長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、代表取締役会長としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
代表取締役 社長	中村　雅行	昭和 48 年の入社以来、主にオフィス関連事業に従事し、平成 8 年に取締役に就任してから、企画本部長、生産本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え､その職務執行を適切に執行し、代表取締役社長としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
専務取締役	牧野　広司	昭和 46 年の入社以来、主に経理・総務関連事業に従事し、平成 12 年に取締役に就任してから、営業本部首都圏東支社長、首都圏営業本部長、オフィス営業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、専務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
専務取締役	佐藤　潔	昭和 48 年(株）三菱銀行（現(株）三菱東京 UFJ 銀行）入行、平成 13 年(株)三菱銀行（現（株）三菱東京 UFJ 銀行）丸の内支社長、平成 14 年当社入社後同年取締役就任し、経理部長、管理本部長を務めるなど銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、専務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。

選任理由

専務取締役	岩下　博樹	昭和 48 年の入社以来、主に生産・購買・開発関連事業に従事し、平成 16 年に取締役に就任し、マーケティング本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、専務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
常務取締役	菊池　繁治	昭和 52 年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成 21 年に取締役に就任してから、首都圏東支社長、首都圏営業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、常務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
常務取締役	岩田　寿一	昭和 52 年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成 22 年に取締役に就任してから、首都圏西支社長、ヘルスケア事業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、常務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
常務取締役	土志田　貞一	昭和 50 年の入社以来、主に生産・情報システム・経営企画関連事業に従事し、平成 18 年に取締役に就任してから、企画本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、常務取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。

選任理由

取締役（社外）	衣川　潤	三菱商事（株）の常務執行役員、代表取締役副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する商社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、岡村製作所の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。
取締役（社外）	海老名　健	三井住友海上火災保険（株）の常務取締役、代表取締役副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、岡村製作所の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。
取締役（社外）	飯塚　延幸	三菱地所（株）の常務執行役員、代表取締役副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、岡村製作所の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任いたしました。
取締役	小熊　誠次	昭和 49 年の入社以来、主に開発・オフィス関連事業に従事し、平成 20 年に取締役に就任してから、デザイン本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
取締役	山本　文雄	昭和 52 年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、平成 20 年に取締役に就任してから、商環境マーケティング本部長、商環境事業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。

選任理由

取締役	中島　章雄	昭和 54 年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、平成 24 年に取締役に就任してから、関西支社長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
取締役	金子　肇	昭和 55 年(株）三菱銀行（現(株）三菱東京 UFJ 銀行）入行、平成 20 年(株)三菱銀行（現（株）三菱東京 UFJ 銀行）福岡支社長、平成 21 年当社入社後平成 24 年取締役就任し海外営業本部長を務めるなど銀行における豊富な経験を有し経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
取締役	山木　健一	昭和 55 年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、平成 24 年に取締役に就任してから、生産本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え､その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
取締役	井上　健	昭和 54 年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、平成 26 年に取締役に就任してから、商環境事業本部営業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
取締役	田尻　誠	昭和 57 年の入社以来、主にオフィス環境、物流システム関連事業に従事し、平成 27 年に取締役に就任してから、物流システム事業本部長を務めるなど、岡村製作所における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、取締役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え､選任いたしました。

選任理由

常勤監査役	守分　宣	昭和 47 年日本銀行入行、平成 12 年日本銀行情報サービス局長、平成 14 年当社入社後平成 15 年に取締役就任、セキュリティ営業本部長、金融法人営業本部長を務め、平成 22 年よりは常勤監査役として銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、監査役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
常勤監査役	荒谷　克典	昭和 48 年日本電信電話公社（現日本電信電話（株））入社、平成 19 年 NTT 九州電話帳（株）代表取締役社長、平成 23 年当社入社後平成 24 年に取締役就任、テレコム営業本部長を務めるなど、NTT における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。幅広い知見と高い視野を備え、その職務執行を適切に執行し、監査役としてのその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。
非常勤監査役（社外）	岩本　繁	あずさ監査法人理事長、会長を務め、公認会計士としての専門知識と豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、これらを岡村製作所の監査体制に活かしていただくため、監査役に選任いたしました。